

令和4年第6回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第125号

令和4年11月30日（水） 山ノ内町役場議場に開く。

令和4年11月30日（水） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第9号 専決処分の報告について
専決第16号 和解及び損害賠償額の決定について
- 4 承認第13号 専決処分の承認について
専決第17号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）
- 5 議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第47号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）
- 8 議案第48号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 議案第49号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 10 議案第50号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）
- 11 議案第51号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）
- 12 議案第52号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第53号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）
- 14 議案第54号 令和4年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結について
- 15 議案第55号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更について
- 16 議案第56号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第58号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第59号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第61号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第62号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

- 2 3 議案第 6 3 号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 2 4 議案第 6 4 号 山ノ内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 2 5 議案第 6 5 号 山ノ内町個人情報の保護に関する法律等施行条例の制定について
- 2 6 議案第 6 6 号 山ノ内町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 7 議案第 6 7 号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 8 議案第 6 8 号 生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定について
- 2 9 発委第 7 号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程と同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

1 番	塚 田 一 男 君	8 番	渡 辺 正 男 君
2 番	湯 本 るり子 君	9 番	山 本 光 俊 君
3 番	白 鳥 金 次 君	1 0 番	西 宗 亮 君
4 番	山 本 岩 雄 君	1 1 番	小 林 克 彦 君
5 番	湯 本 晴 彦 君	1 2 番	徳 竹 栄 子 君
6 番	布施谷 裕 泉 君	1 3 番	高 山 祐 一 君
7 番	高 田 佳 久 君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	古 幡 哲 也	議事係長	湯 本 寿
--------	---------	------	-------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹 節 義 孝 君	副 町 長	増 田 隆 志 君
教 育 長	柴 草 隆 君	会 計 管 理 者	小 林 一 夫 君
総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	小 林 広 行 君	税 務 課 長	常 田 和 男 君
健康福祉課長	大 塚 健 治 君	農 林 課 長	宮 崎 弘 之 君
観光商工課長	湯 本 義 則 君	建 設 水 道 課 長	山 本 和 幸 君

教育次長 小林元広君 消防課長 湯本睦夫君
危機管理課長 町田昭彦君

(午前10時00分)

議長(高山祐一君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

令和4年第6回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

早いもので、令和4年も残すところ1か月余りとなりました。ロシアの一方的なウクライナ侵攻は半年以上が経過し、人々の生活に深刻な事態をもたらし、打開の見通しが立たないまま惨状を悪化させています。これに伴って、世界経済にも混迷を与え、原油価格の高騰などにより我が国の経済や国民生活に大きな不安を招いています。

また、隣国北朝鮮は、弾道ミサイルの度重なる発射を繰り返し、一連の行動は、日本、アジアだけでなく国際社会の平和と安全を脅かす行為であり、断じて許せない暴挙であり、挑発行為の即刻中止を求めるものであります。

新型コロナウイルス感染症は、第7波が10月によく衰えの兆しが見えたのもつかの間、11月に入ると新規陽性者数は瞬く間に増加し、北信圏域の感染警戒レベルは再び5に引き上げられ、長野県では11月14日に医療非常事態宣言が発出され、確保病床使用率は昨日の時点で69.3%となり、医療機関や従事者の対応も逼迫しています。

県では、基本的な感染対策の徹底などを強く呼びかける一方、社会経済活動については、当面できるだけ維持するとし、町でもこれから年末年始や本格的なウインターシーズンを迎える中、感染状況の推移をにらみつつ、観光業をはじめ経済活動の維持、推進に取り組まれることを期待するところでございます。

町議会では、10月から11月にかけて各常任委員会で管外視察を実施しました。視察の見聞を参考に、今後の議会活動や施策の推進に取り組まれるようお願いいたします。

さて、本定例会は人事院勧告に伴う条例改正や関連する補正予算、または定年延長に関する条例制定をはじめ、専決処分の報告及び承認、契約案件、その他補正予算、条例の一部改正等であります。

これらの諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、全ての案件に対し十分な審査・審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会運営に向け格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、審議にご協力をいただき、円滑な議会運営が図られますようお願い申し上げ、開会の挨拶とします。

(開 会)

(午前10時03分)

議長(高山祐一君) ただいまの出席議員数は13人であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和4年第6回山ノ内町議会定例会を開会します。

議長（高山祐一君） 町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 改めておはようございます。

本日ここに、令和4年第6回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚く御礼申し上げます。

長野県内では、新型コロナウイルス感染者が1日当たり過去最高を更新するなど、インフルエンザと競合し、大変不安であります。ワクチン接種をはじめコロナ対策をさらに強化し、住民、観光客の安心・安全に努めてまいります。

10月1日、蟻川図書館会館30周年を迎えました。故蟻川浩雄さんが、「父は横倉の出身で、今日あるのは自然豊かな郷土で育まれた。私にとってもふるさとへの思いは強い。山ノ内町の子供が将来の日本、山ノ内町に大いに貢献してほしい。それには、図書館でたくさんの本を読んで立派な人間に成長してほしい」と、当時の友野町長にご要望なされ、図書館建設費や毎年の図書購入費、時々の改修費など全額ご寄附いただき、子供たちの勉学のよりどころとなっております。

今は、ご息女の蟻川佳代子さん、西畑紀美子さんがお父様のご遺志を受け継がれ、おかげさまで30周年を迎えることができました。そうした感謝の気持ちを、お二人を招き、30周年記念式典を催し、感謝状を贈呈させていただきました。

10月5日にさきの大戦で戦火に倒れられた皆様やご遺族の皆様へのお悔みとして、今年もコロナ禍ゆえ、ご来賓の皆様を最小限に戦没者追悼式を挙行いたしました。改めて皆様とともに戦争の悲惨さ、核の恐ろしさ、平和の尊さを後世に伝えようと、不戦の誓いもいたしました。

10月15日に長野県主催の長野県戦没者追悼式も、長野市で4年ぶりに北信地方での開催であり、出席をいたしました。

一方、北朝鮮の度重なるミサイルの発射やロシアによるウクライナ侵攻が一日も早く収束し、平和な国際社会に戻ることを切願しています。

9月14日、阿部知事とコロナ対策のインバウンドの個人旅行解禁や団体旅行の添乗員なしなどの要望に、清水国土交通省政務官、菅前首相、二階前自民党幹事長、小泉前環境大臣等に陳情し、その8日後に岸田首相がニューヨークでインバウンド全て解禁を記者会見で発表し、10月11日から解禁となり、以後、外国人旅行客が大幅に増加しました。

冬のトップシーズンに向け、県からの要請で阿部知事とともに山ノ内町、野沢温泉、白馬の皆さんと10月29日から11月4日までオーストラリアにトップセールスに出かけました。志賀高原から3名の方もご同行いただき、オーストラリア政府並びにニューサウスウェールズ州政府スティーブコックス観光局長をはじめ、山上大使、徳田総領事、各旅行会社を訪れ、さらには観光セミナーでは30社ほどの前で、スノーモンキータウンメイヤーとして志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原をPRしてまいりました。当町の関心は高く、スノーモンキーとパウダー

スノーが大変人気でした。

残念なことは、日本のコロナ対策として水際対策が諸外国に比べて遅く、10月11日のインバウンド解禁となり、日本の航空会社のオーストラリア便は1日朝、夜の2便のみで、カンタス航空はインド、ヨーロッパへフライトするものの、日本へはゼロ。阿部知事は、現地から同級生のANA常務に増便要請し、4割ぐらいの増便努力をするとの返答をいただいていた。今後の日本やオーストラリアの航空会社の増便に期待するものでございます。

県から、オーストラリア国会議員で長野オリンピックアルペン女子回転で南半球唯一の銅メダリストのザリさんと、知事と一緒に懇談してほしいと言われ、お会いしました。昨年、本郷の大塚百合子さんからお聞きしていた方で、当時オリンピック課長でもあったことから、長野オリンピックや両親がホームステイしていた大塚さん宅で、オリンピック会場、スノーモンキー、温泉だけでなく、善光寺、松本城、安曇野わさび田などご案内いただくなど、大変親切な対応に感謝され、今でも文通をしている等の思い出話や、ザリ議員は環境問題を中心に国会で取り組むということで、G20で軽井沢で開かれたこともありまして、結構その話に話題が弾みました。

帰国後、知事、ザリ議員、観光セミナー主催者のフィルさんと4人の写真を持参、報告し、大塚さんも懐かしいと大変喜んでおられ、その後2回、日本へご両親がお見えいただいたと、こんなお話も聞いております。今回のトップセールスがこの冬、これからのオーストラリアからの誘客につながることを大いに期待しています。

11月9日、行政功労者・町民栄誉章の表彰では、絵画寄贈の三澤忠さんや書寄贈の藤澤千曲さんなど、12名の方々にお祝いと感謝の意を申し上げるとともに、引き続きのご活躍、ご支援をお願い申し上げたところでございます。

11月12日、市川團十郎白猿襲名・新之助初舞台をABMORI実行委員会で観劇しました。生まれたばかりで、母親の麻央さんにだっこされ来町し、その後も毎年家族と植樹を行った勸玄君が立派な歌舞伎役者となられた姿は、まさに感激でした。団十郎白猿を襲名されましたが、来年6月も第9回ABMORI植樹としてご参加いただけることになり、今後、受入れ準備に入ってまいりたいと思っております。

11月15日、3小学校がリモートでESD学習発表会、11月28日、中学生が夢見る町づくり討論会が開催され、子供たちの地域の歴史や町の観光、農業、環境問題などの学習成果が発表されました。「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土（まち）」の実現にご提案を参考、活用してまいりたいと思っております。

11月21、22日に名古屋、大阪へ3年ぶりにJAとトップセールスに出かけました。市場や仲卸の皆さんとリンゴやキノコの販売や状況を懇談いたしたり、早朝の競り台でサンふじのPRをしてまいりました。

今年は凍霜害、台風被害もなく順調ですが、寒さが足りず、一部色づき、蜜入り等の面で心配です。キノコは、寒波が来ていないので鍋料理に欠かせない食材ですが、いま一つ売上げが

伸びていないとのこと。リンゴもキノコもこれからが勝負であり、志賀高原産は消費者の人気が高いとのこと、大いに期待しているところでございます。

さて、本議会にご提案申し上げます案件は、専決処分報告1件、承認1件、令和4年度一般会計及び特別会計、3事業会計の補正予算7件、条例関係13件など、計26件であります。

十分ご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(開 議)

(午前10時12分)

議長(高山祐一君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長(高山祐一君) 諸般の報告を行います。

最初に、請願・陳情の受理及び取扱いについて申し上げます。

去る11月25日の議会運営委員会までに受理しました請願、陳情は、陳情6件であります。会議規則第95条の規定によって、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、会期中に報告できるよう審査をお願いします。

次に、去る10月3日には、岳南広域消防組合議会定例会が開催され、一般会計補正予算及び令和3年度決算が原案どおり可決、認定されました。

10月27日には、北信保健衛生施設組合議会定例会が開催され、一般会計をはじめとする補正予算並びに令和3年度一般会計及び2特別会計の決算が原案のとおり可決、認定されました。

また、11月4日から7日間の会期で、北信広域連合議会定例会が開催され、特別会計補正予算並びに令和3年度一般会計及び2特別会計の決算がそれぞれ原案どおり可決、認定されました。

11月9日には、都内で開催された町村議会議長全国大会に出席し、衆参両議長ほか関係閣僚からそれぞれ挨拶があり、大会終了後、研修会が行われました。

11月24日には、長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会において、県知事及び県議会議長に対しまして、構成市町村議長、地元選出の県議とともに要望・陳情活動を行ってまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長(高山祐一君) 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

12番 徳 竹 栄 子 君

1番 塚田 一男 君
 2番 湯本 るり子 君
 を指名します。

2 会期の決定について

令和4年第6回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期17日間)

月 日	曜	種 別	開会開議	閉議閉会	内 容
11. 30	水	本 会 議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 議案第9号 上程、提案説明、質疑、受理 承認第13号 上程、提案説明、質疑、承認 議案第45号～第50号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第51号～第68号 上程、提案説明 発委第7号 上程、提案説明、質疑、討論、採決
		全員協議会			
12. 1	木	休 会			
2	金	休 会			
3	土	休 会			
4	日	休 会			
5	月	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
6	火	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
7	水	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問 議案審議 議案第51号～第55号 質疑、討論、採決

					議案第56号～第68号 質疑、常任委員会付託
8	木	委員会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例審査等）
9	金	委員会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例審査等）
10	土	休会			
11	日	休会			
12	月	休会			
13	火	議会運営 委員会	午後2時	午後5時	議会最終日日程審議
14	水	休会			
15	木	休会			
16	金	本会議	午後2時	午後5時	常任委員会報告

議長（高山祐一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程のとおり、本日11月30日から12月16日までの17日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日11月30日から12月16日までの17日間に決定しました。

3 報告第 9号 専決処分の報告について

専決第16号 和解及び損害賠償額の決定について

議長（高山祐一君） 日程第3 報告第9号 専決処分の報告について、専決第16号 和解及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第9号 専決処分の報告について、専決第16号 和解及び損害賠償額の決定について説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

概要につきましては、木戸池公衆トイレの入り口スロープの凍結により転倒し、左足を負傷されたものです。

発生日時は、令和3年11月7日、午前11時30分頃、発生場所は木戸池公衆トイレであります。

相手方の住所、氏名は、埼玉県熊谷市万吉572の420、鈴木秀信氏であります。

賠償金額は25万4,000円です。

以上につきまして、令和4年9月28日付で専決し、同日付で和解となりましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（高山祐一君） 質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。以後の議案等についても同様とします。

質疑、よろしいですか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

したがって、報告第9号はこれもちまして受理することとします。

4 承認第13号 専決処分の承認について

専決第17号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）

議長（高山祐一君） 日程第4 承認第13号 専決処分の承認について、専決第17号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）を上程し、議題とします。

説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第13号 専決処分の承認について、専決第17号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

当該補正は、国や県がエネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者支援等を目的に新たな交付金や事業が創設されたことに伴い、町が主体となって実施するため、3つの事業に係る事業費でございます。

1つ目として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分が創設されたことを受け、本交付金の活用により、福祉生活燃料券配布世帯を除く町内の約4,300世帯に2万円のガソリン、軽油、灯油及びプロパンガスを購入できる燃料購入チケットを配布するための経費、2つ目として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円を支給する令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業、3つ目として、住民税所得割非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円支給する長野県生活困窮世帯緊急支援金を支給するための歳入歳出の補正であり、年末を控え、特に緊急を要すると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ1億7,970万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ85億4,106万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林広行君） [承認に基づく補足説明]

議長（高山祐一君） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。承認第13号について、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第13号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

5 議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

6 議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第5 議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第6 議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上、2議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、一括してご説明いたします。

初めに、議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和4年、人事院勧告に基づく改定であります。3年ぶりに月例給とボーナスともに引上げとなりますが、若年層を重点に月例給の引上げが改定が行われるとともに、勤勉手当は0.10月引上げを行うものでございます。

続きまして、議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案につきましては、令和4年人事院勧告を参考に、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに基づき、期末手当を0.05月引き上げるものでございます。

以上、2議案について一括ご説明申し上げました。

なお、細部につきましては、2議案とも総務課長に補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第45号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第45号を採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第46号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第46号を採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

7 議案第47号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）

8 議案第48号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

9 議案第49号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

10 議案第50号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（高山祐一君） 日程第7 議案第47号から日程第10 議案第50号までの4議案を一括上程し、議題とします。

以上、4議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第47号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）から議案第50号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）の4議案について、一括ご提案申し上げます。

この4議案の補正予算につきましては、令和4年度の人事院勧告及び人事異動による給与、各種手当に関わる補正でございます。

初めに、議案第47号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

第1表、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ513万3,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,619万5,000円とするものでございます。

歳入について申し上げます。

歳入の基金繰入金では、一般財源として財政調整基金の繰入額を増額するものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

議会から教育費まで人事院勧告、人事異動等に伴う職員給与及び各種手当の増額補正でございます。

続いて、議案第48号 令和4年度公共下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

収益的支出につきましては、支出額を14万4,000円増額し、4億9,284万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

次に、議案第49号 令和4年度農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

収益的支出につきましては、支出額を10万8,000円を増額し、1億5,704万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

続いて、議案第50号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、支出額を33万4,000円増額し、総額3億2,787万1,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、支出額を14万1,000円増額し、総額18億9,367万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

以上、4議案について一括してご説明申し上げます。

なお、議案第47号については、総務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

議案第47号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第47号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第47号を採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第47号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

議案第48号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第48号を採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第48号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議案第49号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第49号を採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第49号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

議案第50号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第50号を採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第50号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

1 1 議案第51号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算(第7号)

1 2 議案第52号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

1 3 議案第53号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第3号)

議長(高山祐一君) 日程第11 議案第51号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算(第7号)

から日程第13 議案第53号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第3号)までの3議案を一括上程し、議題とします。

以上、3議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第51号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算(第7号)から議案第

53号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）までの3議案について、一括ご提案申し上げます。

初めに、議案第51号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正の内容は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正でございます。

第1表歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ9,637万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ86億4,256万7,000円とするものでございます。

第2表繰越明許費は、塵芥車購入事業に係るものでございます。

第3表地方債の補正は、過疎対策事業費について事業費の追加や確定などに伴い、限度額を変更するものでございます。

歳入の主なものについて申し上げます。

地方特例交付金は、交付金の確定による増額でございます。分担金ですが、令和4年、5年度で実施を予定していました上条堰の長寿命化工事を1年先送りし、令和5年、6年度へ移行したことに伴う地元負担金の減額でございます。

国庫負担金については、新型コロナウイルスワクチンの6か月以上4歳以下の接種開始に対応するための増額補正であります。

県補助金では、キノコ生産者への支援を目的としたキノコ培地資材価格高騰緊急対策事業費などを計上してございます。

次に、基金繰入金については、減債基金繰入金と財政調整基金繰入金を財源としたため減額補正し、観光施設整備等基金繰入金を増額補正してございます。

繰越金については、額の確定により増額補正でございます。

雑入については、地域福祉センターの光熱水費などの増額に伴う社会福祉協議会からの負担増額分などでございます。

町債につきましては、各種事業の事業費確定・追加に伴い、増額してございます。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、原油価格の高騰などによる役場庁舎電気料などの増額、若者定住マイホーム取得等への補助金の増額、ふるさと寄附金返礼品経費などを増額補正しております。

民生費では、保育園の電気料、ガス、灯油代などを増額補正してございます。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの6か月以上4歳以下の接種開始に対応するための増額補正でございます。

農林水産業費では、歳入でも申し上げましたキノコ生産者への支援や上条堰の長寿命化工事の先送りなどに伴う増額、減額補正でございます。

商工費では、10月11日から入国者数の上限撤廃や訪日客の個人旅行解禁の水際対策の緩和などに伴うインバウンド需要回復に向けての対策費用などを増額補正してございます。

土木費では、栄橋の長寿命化工事増工分などを増額補正してございます。

教育費では、小中学校・図書館・美術館・公民館などの光熱水費の増額補正、各種事業の精算に伴う減額補正などをしております。

諸支出金では、新東部浄水場建設工事の工事期間延長に伴い、監理業務も延長となるため、監理業務に係る増額補正でございます。

続いて、議案第52号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,106万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,390万7,000円とするものでございます。

歳入の内容は、前年度繰越金を増額し、諸収入へ国民健康保険団体連合会から返還される保険給付費等返還金を計上するものでございます。

歳出の内容、諸支出金につきましては、保険給付費等交付金の返還金を計上するものでございます。

次に、議案第53号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、支出額を540万円増額し、総額3億3,327万1,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を107万8,000円を増額し、総額16億7,209万9,000円に、支出額を同額の107万8,000円に増額し、総額18億9,475万4,000円とするものでございます。

また、新東部浄水場建設事業の工期延長により請負工事及び監督監理委託が令和5年度まで延長されることから、債務負担行為限度額の再設定を行うものでございます。

以上、3議案について、一括してご説明申し上げます。

詳細につきましては、議案第51号を総務課長、議案第53号を建設水道課長より補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

議案第51号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） 議案第53号について、建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） 〔議案に基づく補足説明〕

14 議案第54号 令和4年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結について

議長（高山祐一君） 日程第14 議案第54号 令和4年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第54号 令和4年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、湯ノ原町営住宅のリフォーム工事に伴い、本年度の改善箇所を買い取る売買契約を行うための議会の議決をお願いするものでございます。

細部につきましては、建設水道課長に補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） 〔議案に基づく補足説明〕

15 議案第55号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更について

議長（高山祐一君） 日程第15 議案第55号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第55号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本案につきましては、当町の東北信の22市町村が共同処理するため設置しております東北信市町村交通災害共済事務組合において、令和5年4月1日から組合の事務所を長野市から東御市に移転することに伴い、組合理約のうち事務所に係る規定について、所要の変更を行うものであります。

地方自治法290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

16 議案第56号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

17 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

18 議案第58号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 19 議案第59号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第61号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第62号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第63号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 24 議案第64号 山ノ内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第16 議案第56号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第24 議案第64号 山ノ内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてまでの9議案を一括上程し、議題とします。

以上、9議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第56号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第64号 山ノ内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての9議案を一括してご説明いたします。

初めに、議案第56号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案につきましては、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に65歳にまで引き上げられます職員の定年年齢につきまして、関係する事項の改正を行うものでございます。

主に、職員の定年年齢を65歳とすることや、管理監督職の上限年齢を60歳とし、以降は下位の職に降任を行うものであります。また、当該職員が60歳を超えた以降の任用や、給与に関する事項などについて、必要な情報の提供をするとともに、勤務の意思を確認することなどを定めた改正でございます。

続いて、議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案につきましては、職員の定年引上げに伴う改正であり、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料について、60歳時点の給料の7割にすることなどを定めたものでございます。

また、令和5年4月1日から採用する技能労務職の給与について、現行の行政職給料表（一）から行政給料表（二）とするため、新たに給料表を加えるための改正でございます。

次に、議案第58号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、給料が7割減給となった場合、3割分を減ずることを定めたものでございます。

続いて、議案第59号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方公務員法から引用する条の改正及び短時間勤務の職の職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更するものでございます。

次に、議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、育児休業をすることができない職員に任期制限を受けた管理監督職の職員を加えるものです。

続いて、議案第61号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方公務員法から引用する条の改正及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更するものでございます。

次に、議案第62号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方公務員法から引用する条の改正でございます。

続いて、議案第63号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてですが、本案につきましても定年の引上げに伴うものとなりますが、現行の再任用職員につきましても、新たな制度では定年前再任用短時間勤務職員となり、施行後は条例で定める再任用職員が存在しないことから廃止するものでございます。

次に、議案第64号 山ノ内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてですが、本案につきましても、定年の引上げに関連して新たに創設するものです。

高齢となる職員の加齢に伴う身体機能の低下や、職場の安全衛生確保などの観点から、本制度を創設し、職員の働きやすい環境を確保するものでございます。

以上、9議案について一括ご説明申し上げました。

なお、細部については、議案第56号、57号、64号の3議案について総務課長に補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

議案第56号、57号及び64号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

25 議案第65号 山ノ内町個人情報の保護に関する法律等施行条例の制定について

26 議案第66号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

27 議案第67号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定について

28 議案第68号 生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第25 議案第65号 山ノ内町個人情報の保護に関する法律等施行条例の制定についてから日程第28 議案第68号 生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定についてまでの4議案を一括上程し、議題とします。

以上、4件について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第65号 山ノ内町個人情報の保護に関する法律等施行条例の制定についてから、議案第68号 生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定についてまで、4議案について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第65号 山ノ内町個人情報の保護に関する法律等施行条例の制定について申し上げます。

個人情報の保護に関する法令が個人情報の保護に関する法律に統合され、全国的な共通ルールが規定されたことから、法律において条例に規定することが求められている事項について、条例で定めるものでございます。

続いて、議案第66号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の身分を持つ地域おこし協力隊員について、期末手当の支給等に当たって不均衡が生じたことを背景に手当の支給をやめ、総務省が示す地域おこし協力隊推進要綱に定める報酬の上限額を月額に換算して支給を行うための改正でございます。

次に、議案第67号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

従来、山ノ内町長選挙においては、丸印のスタンプを用いる記号式投票により行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、通常の選挙で用いられている記名式投票を可能とするための改正です。

続いて、議案第68号 生活改善センター設置条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、旧志賀高原農協の須賀川支所の脇にありました山ノ内町生活改善センターについて、令和4年11月末をもって施設の撤去を完了したため、本条例を廃止するものでございます。

以上、4議案について一括ご説明申し上げます。

なお、議案第65号、議案第66号を総務課長から、議案第67号を選挙管理委員会書記長から補足の説明を申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

議案第65号、66号につきまして、総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） 議案第67号についてを選挙管理委員会書記長からお願いします。

選挙管理委員会書記長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

29 発委第7号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第29 発委第7号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

布施谷議会運営委員会委員長、登壇。

(議会運営委員長 布施谷裕泉君登壇)

議会運営委員長(布施谷裕泉君) 6番 布施谷裕泉です。

発委第7号につきまして、議案の説明をさせていただきます。

発委第7号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

当町は、議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

山ノ内町議会運営委員長 布施谷 裕 泉

令和4年 月 日議決

山ノ内町議会議長 高山 祐 一

それでは、議案を朗読いたします。

議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の期末手当に関する条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

附則

令和4年 月 日(条例第 号)

施行期日

この条例は公布の日から施行する。期末手当の内払いにこの条例による改正前の議会の議員の期末手当に関する条例の規定に基づいて議長、副議長及び議員に支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

若干の補足をさせていただきます。

今回の条例改正は、国の特別職の職員の期末手当に関する法律が一部改正され、期末手当の額が年3.25月から年3.30月に引き上げられました。これに伴い、町特別職の給与条例が一部改正されることから、これに合わせ議会の議員の期末手当につきましても同様の改正を行う必要があります。当該条例を一部改正するものでございます。

説明は以上でございます。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

議長(高山祐一君) これより質疑、討論、採決を行います。

発委第7号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第7号を採決します。

発委第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、発委第7号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（高山祐一君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

（散 会）

（午前11時29分）